

川崎市上下水道局環境施策推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 上下水道局（以下「局」という。）における環境施策の総合的かつ着実な推進を図ることを目的として、局に環境施策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 局環境計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 局のエネルギー管理及び地球温暖化対策の推進に関すること。
- (3) その他局の環境施策の総合的な推進及び調整に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、それぞれ別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 本部長は、会務を掌理し、会議の議長となる。
- 3 本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員会)

第5条 本部の会議の円滑な運営を図り、効果的に環境施策を推進するため、本部に環境施策企画推進委員会（以下「委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる事務を担当する。

- (1) 局環境計画の策定及び進行管理に関すること。

- (2) 局環境報告書の作成に関すること。
- (3) 局の環境施策に係る企画及び調整に関すること。
- (4) 局のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の管理に関すること。
- (5) 局の省エネルギー及び地球温暖化対策の推進に関すること。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 委員会の会議は、前条の規定を準用する。

(ワーキング部会)

第6条 委員会が担当する事務について調査及び検討を行うため、委員会にワーキング部会を置くことができる。

2 ワーキング部会について必要な事項は、委員会の委員長が定める。

(庶務)

第7条 本部及び委員会の庶務は、経営戦略・危機管理室において処理する。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

別表第1（第3条関係）

本部長	上下水道事業管理者
副本部長	担当理事
本部員	経営戦略・危機管理室長 総務部長 総務部担当部長（財務担当） サービス推進部長 水道部長 水管理センター所長 下水道部長 下水道部担当部長（下水道施設担当）

別表第2（第5条関係）

環境施策企画推進委員会

委員長	経営戦略・危機管理室長
副委員長	経営戦略・危機管理室の経営戦略・企画調整担当の担当課長
委員	庶務課長 管財課長 サービス推進課長 水道管理課長 水道計画課長 水管理センターの水道施設管理担当の担当課長 下水道管理課長 下水道計画課長

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(川崎市上下水道局環境施策推進委員会設置要綱の廃止)

- 2 川崎市上下水道局環境施策推進委員会設置要綱（平成13年1月18日12川水総庶第342号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。